

○社会福祉関係県有施設 及び県出資法人等

本章では、社会福祉関係の県有施設及び県出資の法人等を掲載しています。

県有施設及び県出資の法人等

施設の名称	1 福祉大学校（担当：地域福祉課 地域支援係）
設置根拠	長野県福祉大学校条例、学校教育法 124 条
所在地等	〒392-0007 諏訪市清水 2-2-15（0266-52-1459）
設置年月日	平成 7 年 4 月 1 日
沿革	○S 28. 5 長野県保育専門学院を開設（福祉大学校の前身） ○S 28. 7 厚生大臣から保母養成施設として指定 ○S 32.10 保育実習室を開設 ○H 7. 4 保育専門学院を改組し、長野県福祉大学校を開校 （保育学科及び介護福祉学科を開設、長野県介護センターを開設） ○H 13. 4 学校教育法に基づく専修学校となる ○H 24. 3 長野県介護センターを廃止 ○H 27. 4 幼稚園教諭二種免許取得に向けた併修を開始 ○R 6. 4 保育実習室を民間事業者運営による「福祉大保育園」へ移行
設置目的	保育及び介護福祉に関する専門的知識と技術を習得し、専門職として求められる豊かな人格識見の形成を図るとともに、地域社会のさまざまな場面で専門性を生かした実践活動ができるような、地域福祉をリードする専門的福祉人材を育成する。
R7県予算額	7,425 万8千円
施設の概要	【学科】 ・保育学科：2 年制 定員 50 名（保育士の養成課程） ・介護福祉学科：1 年制 定員 20 名（介護福祉士の養成課程） 【職員】 ・校長、副校長、事務、教授等 13 名 【施設規模】 敷地 10,322.90 m²（県有地 9,157.81 m²、借地 1,165.09 m²） 建物 5,666.6 m²（本館 3,864 m²、体育館 752.8 m²、寄宿舍 1,049.8 m²）
運営実績等	【入学状況(R7年度)】 ・保育(推薦:40 人程度)：応募(29 人)→合格(29 人)→入学(29 人) ・保育(一般:10 人程度)：応募(10 人)→合格(9 人)→入学(9 人) ・介護福祉： 応募(14 人)→合格(13 人)→入学(12 人) 【授業料等(R7年度)】 ・授業料：(年額)166,800 円 ・入学金：24,000 円 ・入学審査料：9,600 円
施設の課題等	・少子高齢社会における福祉大学校のあり方 （福祉人材の需給動向、時代のニーズへの対応、県立養成校の役割等）
そ の 他	・介護福祉学科の出願資格は、保育士養成施設を卒業して保育士の資格を有する者（取得見込者を含む） ・平成 27 年4月の保育学科入学生から、短期大学通信教育部を併修することで幼稚園教諭二種免許の取得が可能となった。（希望者のみ） ・上記により、保育士・幼稚園教諭・介護福祉士の3つの資格取得が可能となり、子どもから高齢者まで幅広い福祉に対応できる人材を育成している。

法人の名称	2 公益財団法人 長野県長寿社会開発センター（担当：健康増進課）
設置根拠	民法34条
所在地等	〒380-0936 長野市中御所岡田 98-1（長野保健福祉事務所2階） (026-226-3741)
設置年月日	平成 元年 5月 1日
設置目的	高齢者の積極的な社会参加活動をはじめ高齢者の生きがいの増進と健康づくりを推進する諸事業を実施し、もって豊かで活力ある高齢社会の構築及び発展に寄与することを目的に設立。
財務状況	○基本財産 3億3,518万8千円(R7.3) 内訳：県＝2億2,000万円 市町村＝3,000万円 会員等＝8,518万8千円 ○予算額 1億5,189万5千円(R7年度) 県補助金(1億2,728万2千円)、会費(570万円)、負担金(1,364万)、 基本財産運用(522万3千円)、事業収益(5万円)
組織の概要	○役員及び本部・支部の職員(R7.4.1 現在) 役員：理事(13人：うち、理事長1、副理事長1、常務理事1)、監事(2人)、評議員(6人) 本部：事務局長(1人)、事務局員(6人)、地区賛助会連絡協議会(30人) 支部(保健福祉事務所)：支部長兼事務局長(福祉課長)、事務局次長(福祉課社会係長)、事務局主幹(福祉課社会係職員)、シニア活動推進コーディネーター、社会活動推進員
運営実績等	【意識づくり】 ・情報誌の発行、高齢者の生きがいづくり等に係る事例集の作成、HP の運営等による社会参加活動についての意識啓発 【人づくり】 ・シニア大学の運営による社会参加活動の実践者の養成 【仲間づくり・健康づくり】 ・信州ねりんピックの開催や全国ねりんピックへの選手派遣による社会参加の促進等 ・賛助会員等によるグループ活動を支援する等、社会参加活動を推進するための組織づくり 【コーディネートの仕組みづくり】 ・シニア活動推進コーディネーターを配置し、高齢者と地域ニーズのマッチング等を行うことにより、シニアの社会参加を促進 【賛助会員】(R7.1) 賛助会員数 1,445人(約93%が65歳以上) 法人数 66団体 賛助会員会費 個人：入会金 1,000円(※) 年会費 3,000円 法人：入会金 10,000円(※) 年会費 30,000円 ※加入促進キャンペーン実施中につき、入会金は免除 ＊情報誌(年3回)配布、割引協力店の割引サービス
課題等	・高齢者に対して「居場所」と「出番」がある長寿社会づくりを進めるため、平成 30 年度から、シニア活動推進コーディネーターを本部 1 人、圏域ごとの 10 支部に各 1 人の 11 人体制(5 人増員)とし、県内全域での関係団体による一層の連携強化を推進する。 ・シニア大学(一般コース)では、社会参加活動につながる人材育成の場であることを一層明確にし、卒業後も地域社会の一員として生きがいと誇りを持って暮らすことができるよう、より魅力あるカリキュラムへの見直しを図る。 ・シニア大学(専門コース)では、様々な地域課題に向き合い解決する“発想する力、連携・協働する力、合意形成力、コーディネート力”などのスキルを持ったプロデューサー的な人材の育成を図る。 ・賛助会員が減少している中、シニア大学生へのPR等により賛助会員の加入を促進し、センターの自主財源の確保に努め、安定的な事業運営を図る。

施設の名称	3 西駒郷（担当:障がい者支援課 管理係）																																						
設置根拠	長野県西駒郷条例																																						
所在地等	〒399－4101 駒ヶ根市下平2901－7（0265－82－5271）																																						
設置年月日	昭和 43 年 7 月 23 日開所																																						
沿革	○S 43. 7 西駒郷開所(更生訓練部) ○S 44.11 生業部発足(現:宮田支援事業部) ○S 46. 4 保護部発足(現:ひまわり寮) ○S 52. 4 生業部を長野県社会福祉事業団に業務運営委託 ○S 57. 4 新重度棟「ひまわり寮」利用開始 ○S 59.12 自立促進ホーム開設(平成 6 年自活訓練ホーム「アカシア」) ○H 15. 4 自立支援部発足 ○H 17. 4 指定管理者として長野県社会福祉事業団による運営開始 県の現地機関として「西駒郷地域生活支援センター」を設置 ○H 19.11 新居住棟(さくら寮)利用開始 ○H 23. 4 新事業体系への移行 「まつば寮」個室化 ○H 25. 3 西駒郷地域生活支援センター閉所 ○H 27. 3 「あすなろ寮」利用停止 ○H 27. 4 「ひまわり寮」個室化 ○H 27. 4 「わーく宮田」就労移行事業開始 ○H 28. 4 「駒ヶ根日中支援課」生活訓練事業休止 ○H 29. 3 自活訓練棟「アカシアホーム」閉鎖 ○R 6. 6 「まつば棟」利用停止 ○R 6. 8 強度行動障がい者専用「すずらん棟」竣工																																						
設置目的	知的障がい者の福祉を図ることを目的として、知的障がい者がその有する能力及び適性に 応じ、自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、必要な介護、訓練その他の便宜を 供与する(西駒郷条例)																																						
R7県予算額	3 億 3,898 万円（指定管理料を含む）																																						
施設の概要	【管理運営】 指定管理者:(社福)長野県社会福祉事業団 指定期間:R6.4.1～R11.3.31(5 期目) 【定 員】 駒ヶ根事業部 施設入所支援 90 人、生活介護 130 人 生活訓練 10 人、併設型短期入所 5 人 わーく西駒 就労継続支援A型 20 人 宮田事業部 わーく宮田 就労移行支援 6 人、就労継続支援B型 34 人 【施設規模】 敷地 153,322.8 ㎡ 建物 17,267 ㎡																																						
運営実績等	【利用状況等(R7.4.1)】 駒ヶ根事業部 施設入所支援 80 人、生活介護 122 人 生活訓練 0 人、併設型短期入所 0 人 わーく西駒 就労継続支援A型 10 人 宮田事業部 わーく宮田 就労移行支援 0 人、就労継続支援B型 36 人 【地域生活移行の状況(単位:人)】 <table><tr><td>年度</td><td>H15～26 累計</td><td>H27</td><td>H28</td><td>H29</td><td>H30</td><td>R1</td><td>R2</td><td>R3</td><td>R4</td><td>R5</td><td>R6</td><td>計</td></tr><tr><td>移行 者数</td><td>291</td><td>2</td><td>1</td><td>0</td><td>1</td><td>2</td><td>1</td><td>1</td><td>0</td><td>4</td><td>2</td><td>305</td></tr></table>													年度	H15～26 累計	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	計	移行 者数	291	2	1	0	1	2	1	1	0	4	2	305
年度	H15～26 累計	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	計																											
移行 者数	291	2	1	0	1	2	1	1	0	4	2	305																											
施設の課題等	○障がい程度の重い入所者の割合が増加(障害支援区分5及び6の割合は 92.5%) ○入所期間が長期化(平均入所期間 29.3 年) ○老朽化した施設が多いため、利用者の環境改善を図る必要がある。 ○利用者に対するサービスと運営効率を向上させるため、指定管理者による運営状況を把握・ 評価し、適切に指定管理者を指導する。 ○今後も、利用者の地域生活移行を進める必要がある。																																						
その他	○西駒郷基本構想に基づく地域生活移行の推進 ・H16 年 3 月 西駒郷基本構想の策定 ・H19 年 6 月 西駒郷基本構想見直し ・H23 年 2 月 西駒郷基本構想再見直し ・H29 年 3 月 西駒郷あり方検討会報告書 ・H30 年度 西駒郷整備検討会を開催																																						

施設の名称	4 障がい者福祉センター(サンアップル) 聴覚障がい者情報センター (担当:障がい者支援課 管理係)
設置根拠	長野県障がい者福祉センター条例
所在地等	〒381-0008 長野市下駒沢586 (026-295-3111)
設置年月日	平成 10 年 4 月 1 日
沿 革	○H 10. 4. 1 開設 ○H 15 年度～ 「サンスポート駒ヶ根」によるサービス提供の開始 看護大学校プールを開放するとともに、指導員3名が管内のスポーツ施設等出張スポーツ教室等を開催 ○H 18. 4. 1 指定管理者制度の導入 ○H 18 年度～ 「サンスポートまつもと」によるサービス提供の開始 指導員2名が常駐し、管内のスポーツ施設等出張スポーツ教室等を開催 ○H 21 年度～ 「サンスポート佐久」によるサービス提供の開始 指導員2名が常駐し、管内のスポーツ施設等出張スポーツ教室等を開催 ○H 26 年度～ 「サンスポートながの」によるサービス提供の開始 サンアップル指導員が管内のスポーツ施設等出張スポーツ教室等を開催
設置目的	スポーツ、レクリエーション、文化活動、各種研修等を通じて、障がい者等の健康の増進と社会参加の促進を図るとともに、ノーマライゼーションの理念に基づいた地域社会を形成するための中核的施設とする。
R7県予算額	サンアップル(3 億 63 万 3 千円)、聴覚障がい者情報センター(2,877 万 7 千円)
施設の概要	【運営主体】 障がい者福祉センターは(社福)長野県社会福祉事業団を指定管理者に指定 聴覚障がい者情報センターは(社福)長野県聴覚障害者協会を指定管理者に指定 【組織】 ・障がい者福祉センター(所長1人、総務課 10 人、スポーツ課 20 人) ・聴覚障がい者情報センター(所長1人、事務2人、手話通訳1人) 【施設の概要】 ○敷地面積 22,511.54 m ² ○本館構造 SRC2階建 延床面積 7,200.63 m ² ○主な施設の内容 ・スポーツ施設：屋内温水プール、体育館、遊戯室、卓球室、トレーニングルーム、テニスコート、アーチェリー場、陸上トラック ・文化施設：サンアップルホール、会議室(4室)、和室、ラウンジ、ボランティアルーム、展示ホール、宿泊室(6室、20 人)、聴覚障がい者情報センター、 【利用】 ・利用時間 9:00～21:00(日曜・祝日 9:00～17:00) ・休館日 毎週月曜日、休日の翌日、年末年始、毎月第 2 火曜日 ・利用料金 障がい者、その介助者 1 名 障がい者団体は 10/10 免除 ・その他は有料 【聴覚障がい者への情報提供】 聴覚障がい者のニーズに応じた字幕(手話)入ビデオカセットの製作・貸出等による幅広い情報提供を実施。
運営実績等	【利用状況(R6年度)】 体育施設(障がい者 32,908人、介助者 10,486人、健常者 31,127人) 文化施設(障がい者 4,420人、介助者 1,592人、健常者 8,798人) 宿泊施設(障がい者 409人、介助者 352人) 館外活動等(障がい者 5,049人、介助者 1,876人、健常者 729人)合計97,746人 情報センター(聴覚障がい者 546人、障がい者 853人、健常者 2,072人)合計 3,471人

施設の名称	5 信濃学園 (担当:障がい者支援課 管理係)
設置根拠	児童福祉施設条例(障害児入所施設)
所在地等	〒390-1401 松本市波田4417-8 (0263-92-2078)
設置年月日	昭和 26 年 4 月 1 日
沿革	○S26. 4 信濃学園開設(当初定員 50 人→S42 年から 70 人) ○S53. 4 松本児童養護学校信濃学園分室開校 ○S59.12 現在地(松本市波田)に移転(定員 60 人) ○S60. 4 母子短期療育事業「こまくさ教室」発足(H11 から短期入所訓練事業) ○H 元. 4 松本養護学校高等部へ進学開始 ○H15. 4 支援費制度の開始により、障害児短期入所事業の事業者指定を受ける ○H16. 7 支援費制度による知的障害者短期入所事業の事業者指定を受ける ○H18. 4 障害者自立支援法の施行に伴い指定障害者福祉サービス事業者の指定を受ける ○H19. 6 「信濃学園あり方検討委員会」設置(H20.3 に報告) ○H20. 4 定員 30 人 ○H23. 4 指定管理者制度を導入
設置目的	知的障がいのある児童を入所させて、これを保護し、日常生活の指導を行い、並びに独立自活に必要な知識及び技能を授ける。(児童福祉施設条例)
R7県予算額	2 億 1,484 万 2 千円(指定管理委託料、指定修繕委託料等を含む)
施設の概要	【管理運営】 指定管理者:(社福)長野県社会福祉事業団 指定期間:R3.4.1~R8.3.31 【職員体制】 所長 1 人、総務課6人、支援課 35 人 計 42 人(R7.4 月末現在) 【入所定員】 30 人 【施設規模】 敷地 12,105.75 m ² 建物 3,328.85 m ² (東寮、西寮、南寮、こまくさ寮、管理棟ほか)
運営実績等	○入所者数 25 人(R7.4.1 現在) ○在宅障がい児の療育支援(令和6年度) (1) 短期入所の実施状況 実 23人 延 57日 (2) 日中一時支援の実施状況 実 8人 延 61時間 (3) こまくさ教室(母子短期療育事業)の実施状況 計 1回 延 89人参加 (公開講座(Web 開催))
施設の課題等	○入所利用者の地域等における自立した生活に向けて、包括的な支援を行う必要がある。 ○入所利用者への地域移行を含めた適切な支援を実施するとともに、社会的養護が必要な障がい児の受入れ先としての機能(セーフティーネット機能)を果たす必要がある。 ○入所利用者に対するサービスを維持・向上させるため、指定管理者制度へ移行後も適宜状況を把握・評価し、適切に指定管理者を指導する。
その他	入所利用者の年齢や性別等に配慮した小グループ単位での支援を実践するための北寮改修工事と、消防法の改正により設置が義務付けられたスプリンクラー設置工事を、平成 23 年度に実施した。

施設の名称	6 総合リハビリテーションセンター (担当:障がい者支援課 総合リハビリテーションセンター担当)
設置根拠	長野県立総合リハビリテーションセンター条例
所在地等	〒381-8577 長野市下駒沢 618-1 (026-296-3953)
設置年月日	昭和 23 年 10 月 7 日 (傷痍者授産所)
沿革	○S23.10. 7 傷痍者授産所を長野市中御所に設置 ○S25. 7.10 身体障害者更生相談所・身体障害者更生指導所を併設 ○S25. 7.15 身体障害者義肢要具製作所を設置 ○S27. 4. 1 身体障害者授産所(傷痍者授産所を S25 改称)を身体障害者更生指導所に吸収 ○S41.12. 1 身体障害者福祉センターを長野市下駒沢に設置(身体障害者更生相談所・身体障害者更生指導所・身体障害者義肢要具製作所は廃止) ○S49.11. 1 身体障害者福祉センターを廃止し、身体障害者リハビリテーションセンターを設置 (定員 重度身体障害者更生援護施設:60 人 肢体不自由者更生施設:50 人) 診療の開始(病床:30 床) ○H 7. 4. 1 施設棟を改築、視覚障害者の更生訓練を開始(定員 10 人肢体不自由者更生施設に含む) ○H18. 4. 1 長野県立総合リハビリテーションセンターに改称 ○R5. 4. 1 総合リハビリテーション事業に地方公営企業法に規定する財務規定等を適用
設置目的	身体に障がいのある方等が、自らの潜在・残存能力に対する認識を高め、自らの力でその可能性を追求することにより早期の自宅・社会生活への復帰を実現するため、更生相談から医療の提供、機能訓練、職業訓練に至るまでの一貫した総合リハビリテーションサービスを提供していく。 近年は、脳血管障害や脊髄損傷等で身体に障害のある方に対する早期リハビリテーションの実施、高次脳機能障害者への支援及び脊椎疾患、関節疾患等の専門医療センターとして、高度・先進医療サービスの提供にも力を入れている。
R7県予算額	収益的収入および支出 18 億 2,717 万 7 千円 資本的収入および支出 5,010 万 2 千円
施設の概要	・身体障害者更生相談所:身体障害者福祉法に基づく必置機関 ・指定障害者支援施設 【日中活動】生活介護(6 人)、自立(機能)訓練(62 人)、自立(生活)訓練(6 人)、就労移行支援(6 人) 【夜間】施設入所支援(60 人) 【その他】短期入所(4 人) ・補装具製作施設 (補装具の製作、修理及び装着訓練) ・病院(病床数 80 床) 標榜科:6 科(整形外科、神経内科、内科、泌尿器科、リハビリテーション科、麻酔科) 医師:5 人(整形外科2人、神経内科2人、リハビリテーション科 1 人)
運営実績等	利用状況(R6 年度) 障害者支援施設:入所支援利用者数 9,318 人 病院:入院患者数 13,730 人 外来患者数 10,135 人
施設の課題等	多種多様化するリハビリテーションサービスに対する県民ニーズに対応するため、運営方法を含めたセンターの今後のあり方についての検討を行っていく必要がある。
その他	○ 障害者自立支援法による指定障害者支援施設への移行(H18.10.1) ○ 障害者総合支援法の施行(H25.4.1) 利用者は、サービスごとの報酬月額 1 割相当額を利用料として定率負担する。 また、食費と光熱水費の実費(最大で月額約 54,560 円)を負担する。 (例:施設入所者の自立訓練(機能訓練)の定率負担(区分3の場合)+上記実費負担額:月額約 80,000 円) (これらの定率負担及び実費負担のそれぞれに、低所得者には軽減策が講じられている)